

監査結果の報告について

地方自治法第199条第2項の規定による行政監査を下記のとおり実施したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告に同条第10項の規定による意見を添えて、別紙のとおり公表する。

令和7年3月31日

山形市監査委員	玉田芳和
同	伊藤明彦
同	浅野弥史

1 監査のテーマ

各種団体等の経理事務

2 監査の対象

定例監査及び随時監査の対象となる各課等において所管する各種団体等のうち、監査実施年度の前年度に執行された各種団体等の経理事務とする。

3 監査の期間

令和5年4月から令和7年3月まで

4 監査の着眼点

- (1) 団体の運営に必要な会則又は規約、経理事務等に関する規定は整備されているか。
- (2) 経理に係るチェック体制は構築されているか。

5 監査の実施方法

定例監査及び随時監査の対象となる各課等において所管する各種団体等の関係書類等を抽出調査するとともに、関係職員からの聞き取り等により実施した。

6 監査の結果

別冊報告書のとおり

7 監査の結果に関する報告に添える意見

別冊報告書「第3 監査の意見」のとおり

令和 5 ～ 6 年度

行政 監 査 報 告 書

「各種団体等の経理事務」

山 形 市 監 査 委 員

地方自治法第199条第2項の規定に基づく行政監査を実施した
結果は、次のとおりである。

令和7年3月27日

山形市監査委員	玉	田	芳	和
同	伊	藤	明	彦
同	浅	野	弥	史

目 次

第1	行政監査について	1
第2	監査の概要	1
1	監査のテーマ	1
2	監査の目的	1
3	監査の対象	1
4	監査の期間	1
5	監査の実施方法	1
6	監査の着眼点	2
	監査対象団体一覧	3
第3	監査の意見	5
第4	監査の結果	7
1	団体の運営に必要な会則又は規約、経理事務等に関する規程は整備されているか (着眼点1)	7
(1)	経理に関する規程の内容が不十分なもの	7
2	経理等に係るチェック体制は構築されているか(着眼点2)	7
(1)	経理に関する事務が適切でないもの	7
ア	起案や会計伝票について、必要な決裁を受けていないもの.....	7
イ	入出金に係る伝票の事務処理が適切でないもの	8
ウ	現金出納簿が備えられていないもの	9
エ	負担金の返納にあたり、起案に記載された金額と振込額が異なっているもの	9
オ	助成金について、受領書と決裁文書に記載された交付先名称が異なるもの	10
カ	会長名で領収した負担金が団体の会計に収入されていないもの	10
キ	現金の入金または支払が遅いもの	10
ク	決算に関する事務が適切でないもの	11
ケ	立替払をしているもの	12
コ	時間外手当の支給事務が適切でないもの	12
(2)	金券等の管理が適切でないもの	13
(3)	預金通帳と口座の届出印の保管が適切でないもの	13

(4) 市負担金に係る団体の申請事務と市の支払事務を同一職員が行っているもの	1 4
3 その他	1 4
(1) 負担金総額に対する繰越の割合が 1 0 0 %を超えているもの	1 4
(2) 懇親会（飲食を伴う）に係る経費に関し、事務局職員である市職員全額分について団体から支出されていたもの	1 4
(3) 旅費の調整を行う際に、市側の調整担当課長への合議をしていなかったもの	1 5
(4) 山形市から貸与された施設等が市の許可を得ないまま、委託事業者へ貸与されているもの	1 5
(5) 食事代の支払について、覚書に記載のとおり対応されていないもの	1 5
(6) 助成金について、額の根拠が不明確なもの	1 6
(7) 助成金について、具体的な使途が確認できないもの	1 6

第1 行政監査について

行政監査は、特定の事務事業について、その能率性、効率性及び合理性（地方自治法第2条第14項及び第15項）並びに適法性（地方自治法施行令第140条の6）に主眼を置き、公正で効率的な行政運営を確保するために実施している。

第2 監査の概要

1 監査のテーマ

各種団体等の経理事務

2 監査の目的

近年、全国の地方公共団体では、団体等が現金等を取扱う事務における着服、横領等の事件が少なからず報道されていることに鑑みると、団体等の事務局が本市に置かれ、職員がその経理事務に従事している場合においても、公金の取扱いに準じた適正な事務処理に努める必要性が高まっている状況にある。

このようなことから、団体等における不正行為を未然に防ぐとともに、適正かつ効率的な運営を図り、今後の事務の一層の改善に資することを目的とする。

3 監査の対象

定例監査及び随時監査の対象となる各課等において所管する各種団体等のうち、監査実施年度の前年度に執行された各種団体等の経理事務とする。

4 監査の期間

令和5年4月から令和7年3月まで

5 監査の実施方法

定例監査及び随時監査の対象となる各課等において所管する各種団体等の関係書類等を抽出調査するとともに、関係職員からの聞き取り等により実施した。

6 監査の着眼点

- (1) 団体の運営に必要な会則又は規約、経理事務等に関する規程は整備されているか。
- (2) 経理に係るチェック体制は構築されているか。

監査対象団体一覧

定例監査及び随時監査の対象となる課等において所管する各種団体等から、以下の団体を監査の対象として抽出した。

No.	団体名	所管部課等名	
1	山形市山岳遭難対策委員会	総務部	防災対策課
2	山形市公共交通活性化協議会	企画調整部	公共交通課
3	やまがた秋の芸術祭実行委員会	文化スポーツ部	文化創造都市課
4	山形県都市消費者行政協議会	市民生活部	消費生活センター
5	ごみ減量・もったいないねット山形	環境部	ごみ減量推進課
6	山形市環境保健推進協議会	環境部	ごみ減量推進課
7	全国都市清掃会議東北地区協議会山形県連絡協議会	環境部	ごみ減量推進課
8	山形市民生委員児童委員連合会	福祉推進部	生活福祉課
9	独立行政法人国立病院機構山形病院重症心身障がい児施設協力会	福祉推進部	障がい福祉課
10	山形市中小企業連盟	商工観光部	産業政策課
11	山形市ビジネスサポート協議会	商工観光部	産業政策課
12	山形の観光と物産展実行委員会	商工観光部	ブランド戦略課
13	馬見ヶ崎さくらラインライトアップ実行委員会	商工観光部	観光戦略課
14	蔵王スキーパトロール委員会	商工観光部	観光戦略課
15	山形市農業振興協議会	農林部	農政課
16	山形市酪農まつり実行委員会	農林部	農政課
17	山形市青年農業士会	農林部	農政課
18	馬見ヶ崎川・五堰水利調整協議会	農林部	農村整備課
19	山形市有害鳥獣被害防止対策協議会	農林部	農村整備課
20	山形市公設地方卸売市場運営協力会	農林部	地方卸売市場管理事務所
21	山形県都市計画協会	まちづくり政策部	まちづくり政策課
22	千歳山自然休養林保護管理協議会	まちづくり政策部	公園緑地課
23	最上川上流村山地区改修期成同盟会	都市整備部	河川整備課

No.	団体名	所管部課等名	
2 4	山形県消防長会	消防本部	総務課
2 5	全国消防協会山形県支部	消防本部	総務課
2 6	山形県自治体病院協議会	市立病院済生館	管理課
2 7	山形県市議会議長会	議会事務局	総務課
2 8	山形県市町村教育委員会協議会	教育委員会	教育総務課
2 9	山形市青少年育成市民会議	教育委員会	社会教育青少年課
3 0	南部公民館まつり実行委員会	教育委員会	南部公民館
3 1	山形市北部公民館利用者団体連絡協議会	教育委員会	北部公民館
3 2	元木公民館利用団体協議会	教育委員会	元木公民館
3 3	山形県内市選挙管理委員会連合会	選挙管理委員会	選挙管理委員会事務局
3 4	山形市農業振興協議会農地中間管理事業部会	農業委員会	農業委員会事務局

第3 監査の意見

令和5～6年度の行政監査は、定例監査及び随時監査の対象となる各課等において所管する各種団体等の経理事務について、団体等における不適切行為を未然に防ぐとともに、適正かつ効率的な運営を図り、今後の事務の一層の改善に資することを目的として実施したところである。

監査結果については、すでに定例監査及び随時監査と併せて公表しているが、改めて2ヵ年にわたる監査の結果を総括し、意見を付して公表する。

なお、着眼点ごとの意見は下記のとおりである。

○着眼点1 団体の運営に必要な会則又は規約、経理事務等に関する規程は整備されているか

会則又は規約、経理事務等に関する規程は、団体としての事務を適正かつ円滑に行うための基準となるものである。今回の監査対象の団体においては、それぞれの団体で経理事務に関する規程を定めて事務執行を行っていたが、入出金手続きに関する具体的な事項や資金前渡における現金の取扱いについての定めがないものなど、内容が不十分なものがあつた。団体の運営実態を踏まえ、あらかじめ想定される事務取扱事項を定めておくことで、円滑な事務執行に繋がるものとする。団体の運営状況を勘案した規程等の見直し又は整備を行われたい。

○着眼点2 経理に係るチェック体制は構築されているか

団体の経理事務については、事務局である担当課内の限られた職員による事務処理で完結する場合が多いことから、不適切な会計処理を防止するため、事務局内でのチェック体制の構築は必要不可欠である。

今回の監査対象団体において、必要な決裁を受けていないものや、入出金に係る伝票の処理が適切でないものなどが見受けられ、決裁や伝票の処理過程において、複数の職員が関わり決裁等が行われているものの、基本的な事務処理の誤りが見過ごされたままとなっているものが少なからず見受けられた。根拠資料との突合せ等、複数の職員で十分な確認を行い、適切に処理されたい。

また、団体で取扱う現金の入出金が遅いものがあつたが、現金を預金口座に入金せずに課内の金庫等へ長期間保管することは、紛失や盗難等の事件に繋がりがねない。不正予防の観点からも速やかに処理されたい。

現金の支出に関しては、立替払が見受けられた。私費との混同を防止する観点からも、立替払は厳に慎まれたい。ただし、緊急の支出が頻繁に発生するなど、個々の団体の運営状況に鑑み、必要に応じて小口現金等の対応を検討されたい。

団体等で管理する通帳と口座の届出印については、それぞれ異なる場所で保管し、管理者も別にされたい。通帳等の保管や管理を特定の者に集中させることは、着服や横領等の、あつてはならない事態が起り得るリスクが増大するものとする。現金を取扱う際は、複数の職員を介在させ、不正の予防に努められたい。

総 括

近年、全国の地方自治体では、団体等が現金を取扱う事務における着服や横領等の事件が少なからず報道されているが、市職員が事務局として従事している団体等が取扱う現金は、市の公金取扱マニュアルにおいても準公金として位置付けられているものであり、万が一事件が発生した場合には、市の管理責任が問われることとなる。団体等の現金は、公金と同様に適切に取扱い、経理事務の適正性や透明性を確保されたい。

団体等の会則又は規約、経理事務等に関する規程は、団体等としての事務を適正かつ円滑に行うための基準となるものである。既に整備されている規程等においても、団体等の運営実態を踏まえた内容になっているかを改めて確認し、必要に応じて見直し又は整備を行われたい。その上で、規程等に則った運営に努められたい。

団体等の経理事務に係るチェック体制については、独立した会計担当課の審査を受ける公金の収入・支出とは異なり、事務局である担当課内の事務処理で完結することが多く、不適切な会計処理が起きやすい環境にあることから、複数の職員による確認を行い、相互チェックが有効に機能する体制を構築されたい。

団体等において、運営に係る収入財源は、市からの負担金又は補助金等をもって賄われているものが多いことから、経理事務の執行に当たっては、事務局においても公金の事務執行と同様にコスト意識を持ち、費用対効果を検証しながら行われたい。

今回監査の対象にならなかった団体等を所管している課等においても、団体等の経理事務が適正に執行されているかを改めて確認の上、必要に応じて見直しや改善を行い、今後の事務処理が適正かつ効率的に行われるよう望むものである。

第4 監査の結果

抽出した団体について、着眼点ごとの監査の結果は次のとおりである。

1 団体の運営に必要な会則又は規約、経理事務等に関する規程は整備されているか

(着眼点1)

(1) 経理に関する規程の内容が不十分なもの

No.	団体名	所管部課等名
1 2	山形の観光と物産展実行委員会	商工観光部ブランド戦略課
1 9	山形市有害鳥獣被害防止対策協議会	農林部農村整備課
2 7	山形県市議会議長会	議会事務局総務課

No.1 9 山形市有害鳥獣被害防止対策協議会では、経理に関する規程を定めていたが、伝票の起票や物品管理を行うための具体的な事務手順等が定められていなかった。

経理事務に関する規程に則った適正な事務を執行するため、事務手順等を作成されたい。

No.1 2 山形の観光と物産展実行委員会及びNo.2 7 山形県市議会議長会においては、資金前渡による現金の取扱いについて規程の整備がされないまま、資金前渡による支出をしていた。

職員による現金の取扱いに関する項目を具体的に規程に定めておくことは、適正な事務執行を確保する上で重要であるため、規程の整備を図られたい。

2 経理に係るチェック体制は構築されているか（着眼点2）

(1) 経理に関する事務が適切でないもの

ア 起案や会計伝票について、必要な決裁を受けていないもの

No.	団体名	所管部課等名
1 4	蔵王スキーパトロール委員会	商工観光部観光戦略課
2 0	山形市公設地方卸売市場運営協力会	地方卸売市場管理事務所

No.1 4 蔵王スキーパトロール委員会では、収入書に決裁者（会長）の押印がなく、事務局長決裁となっていたものがあつた。

No.2 0 山形市公設地方卸売市場運営協力会では、予算流用の決裁を受けていないもの、入金、支払伝票において専決者（常務理事又は事務局長）の押印がされていないもの、負担金請求手続きの決裁を受けていないものがあつた。

各団体の規程等に従って、適切に処理されたい。

イ 入出金に係る伝票の事務処理が適切でないもの

No.	団体名	所管部課等名
1	山形市山岳遭難対策委員会	総務部防災対策課
1 2	山形の観光と物産展実行委員会	商工観光部ブランド戦略課
1 6	山形市酪農まつり実行委員会	農林部農政課
1 9	山形市有害鳥獣被害防止対策協議会	農林部農村整備課
2 0	山形市公設地方卸売市場運営協力会	地方卸売市場管理事務所
2 3	最上川上流村山地区改修期成同盟会	都市整備部河川整備課
2 6	山形県自治体病院協議会	済生館管理課
2 7	山形県市議会議長会	議会事務局総務課
2 8	山形県市町村教育委員会協議会	教育委員会教育総務課
3 3	山形県内市選挙管理委員会連合会	選挙管理委員会事務局

○ 伝票の起票又は請求書がないもの

- (ア) 収入、支出の伝票の起票がないまま収入、支出されているものがあつた。(No.1 山形市山岳遭難対策委員会、No.2 0 山形市公設地方卸売市場運営協力会)
- (イ) 請求書がないまま支出されているものがあつた。(No.1 2 山形の観光と物産展実行委員会、No.2 0 山形市公設地方卸売市場運営協力会)

○ 伝票と根拠書類の金額が異なるもの

- (ウ) 支出伝票に記載された予定金額と見積書に記載された見積金額が異なるものがあつた。
(No.1 9 山形市有害鳥獣被害防止対策協議会)
- (エ) 支出伝票に記載された金額と請求書に記載された請求金額が異なるものがあつた。
(No.1 9 山形市有害鳥獣被害防止対策協議会、No.2 6 山形県自治体病院協議会)
- (オ) 支出伝票に記載された金額と領収証の領収金額が異なるものがあつた。(No.2 7 山形県市議会議長会)

○ 伝票の起票日が適切でないもの

- (カ) 支出伝票に添付された請求書の請求日より、領収書に記載された領収日が早いものがあつた。(No.2 8 山形県市町村教育委員会協議会)
- (キ) 支出伝票の起票日より現金の引出日が早いものがあつた。(No.1 6 山形市酪農まつり実行委員会、No.3 3 山形県内市選挙管理委員会連合会)

○ その他

- (ク) 請求書兼支出命令書に記載された年度等に誤りがあるものがあった。(No.23 最上川上流村山地区改修期成同盟会)
- (ケ) 毎月払の委託料について、誤った金額が記載された請求書に基づき支出し、支出額を誤っているものがあった。(No.20 山形市公設地方卸売市場運営協力会)
- (コ) 旅費の支出命令書において、行程内訳が添付されないまま決裁を受けていたものがあった。(No.12 山形の観光と物産展実行委員会)
- (サ) 物品の購入において、検収されていないものがあった。(No.20 山形市公設地方卸売市場運営協力会)

収入、支出の際は、関係書類のチェックを適切に行われたい。

ウ 現金出納簿が備えられていないもの

No.	団体名	所管部課等名
1	山形市山岳遭難対策委員会	総務部防災対策課

山形市山岳遭難対策委員会の非常対策積立金について、現金出納簿が備えられていなかった。

団体の規定に則り、現金出納簿は必ず作成し、入出金の管理を適切に行われたい。

エ 負担金の返納にあたり、起案に記載された金額と振込額が異なっているもの

No.	団体名	所管部課等名
19	山形市有害鳥獣被害防止対策協議会	農林部農村整備課

負担金の返納にあたり、起案に記載された金額と振込額が異なっているものがあった。これは、事業費の精算により、事業費を市に返納した際に金額を誤って過少に振込んだものであり、不足分は後日振込していた。

本来必要でなかった振込手数料が再度発生する事態も生じているため、振込の際は、確認を適切に行われたい。

オ 助成金について、受領書と決裁文書に記載された交付先名称が異なるもの

No.	団体名	所管部課等名
1	山形市山岳遭難対策委員会	総務部防災対策課

搜索隊活動助成金について、決裁文書には、助成金の交付先として「〇〇搜索隊（△△消防団）」と記載されていたが、受領書には消防団名のみが記載され、「搜索隊」という名称は記載されていなかった。

決裁文書に記載された助成金の交付団体が受領したことを明確にするためにも、受領書と決裁文書の交付先名称は、一致するようにされたい。

カ 会長名で領収した負担金が団体の会計に収入されていないもの

No.	団体名	所管部課等名
1 7	山形市青年農業士会	農林部農政課

第21回山形市農畜産物フェスティバルのイベントに係る経費分として、山形市農業振興協議会から山形市青年農業士会の会長名で負担金を領収しているが、団体の収入として入金されていなかった。

団体の会長名で受け入れた負担金については、団体の会計に入金し、団体の会計を経由したことが明らかな収入、支出手続きとなるようにされたい。

キ 現金の入金または支払が遅いもの

No.	団体名	所管部課等名
2 6	山形県自治体病院協議会	済生館管理課
3 1	山形市北部公民館利用者団体連絡協議会	教育委員会北部公民館

No.2 6 山形県自治体病院協議会の研修会に係る研修費において、支出金額を誤って不足した額で支払い、不足分の支払を後日行ったことにより、不足分が請書に記載された期日までに支払われていなかった。

現金の振込の際は、関係書類の確認を適切に行い、金額の誤りや支払の遅延が起こらないようにされたい。

No.3 1 山形市北部公民館利用者団体連絡協議会の経理事務においては、収納した年会費等の入金が遅いものがあった。山形市公民館における公金外現金等取扱要領では、団体の現金

は、速やかに当該実行委員会等の預金口座に入金することとされているが、年会費及び参加費について、収納してから最大で４８日間口座への入金が行われていなかった。

現金を手元に置いておく期間が長くなるほど、紛失や盗難などの発生するリスクが大きくなるため、長期間の現金の保管は行わないようにされたい。

ク 決算に関する事務が適切でないもの

No.	団体名	所管部課等名
9	独立行政法人国立病院機構山形病院重症心身障がい児施設協力会	福祉推進部障がい福祉課
13	馬見ヶ崎さくらラインライトアップ実行委員会	商工観光部観光戦略課
19	山形市有害鳥獣被害防止対策協議会	農林部農村整備課
24	山形県消防長会	消防本部総務課
32	元木公民館利用団体協議会	教育委員会元木公民館
34	山形市農業振興協議会農地中間管理事業部会	農業委員会事務局

No.19 山形市有害鳥獣被害防止対策協議会において、規程に定められた令和４年度の会計年度の末日（３月３１日）を過ぎた収入支出を、令和４年度分として帰属させ処理していたものがあつた。

No.9 独立行政法人国立病院機構山形病院重症心身障がい児施設協力会及びNo.34 山形市農業振興協議会農地中間管理事業部会では、規程に定められた令和５年度の会計年度の末日（３月３１日）を過ぎた支出を、令和５年度分として帰属させ処理しているものがあつた。

また、No.9 独立行政法人国立病院機構山形病院重症心身障がい児施設協力会の収支決算報告について、支出額に記載誤りがあるものがあつた。これは、上記に記載した会計年度の帰属誤りに伴うものであつた。

No.13 馬見ヶ崎さくらラインライトアップ実行委員会においては、規約に定められた会計年度の令和４年度の収入を令和５年度に帰属させ処理していたものがあつた。

No.24 山形県消防長会においては、規約に定められた会計年度の令和５年度中の収入が決算に含まれていないものがあつた。

No.19 山形市有害鳥獣被害防止対策協議会の決算の監査が、規程に定められた期間を過ぎてから実施されていた。団体の規程では、会計年度のうち４月１日より翌年３月３１日まで

の期間に監査を1回実施するものとされていたが、翌年度の5月に行われていた。

No.3 2 元木公民館利用団体協議会において、令和4年度に帰属させるべき会費を、令和3年度末に徴収していた。

各団体の規程等に定められた会計年度に基づき、適切に処理されたい。

ケ 立替払をしているもの

No.	団体名	所管部課等名
1 9	山形市有害鳥獣被害防止対策協議会	農林部農村整備課
2 0	山形市公設地方卸売市場運営協力会	農林部地方卸売市場管理事務所
2 7	山形県市議会議長会	議会事務局総務課
3 0	南部公民館まつり実行委員会	教育委員会南部公民館

支出にあたり立替払をしているものがあった。

現金の取扱いにあたっては公金に準じて取扱い、私費との混同を防止する観点からも、立替払は厳に慎まれない。ただし、緊急の支出が頻繁に発生するなどの団体の運営状況を鑑み、必要に応じて小口現金等での対応を検討されたい。

コ 時間外手当の支給事務が適切でないもの

No.	団体名	所管部課等名
1 4	蔵王スキーパトロール委員会	商工観光部観光戦略課

スキーパトロールの隊員の時間外手当について、1日の勤務時間が8時間を超えていないにも関わらず、超過勤務手当が支給されているもの、1週間に40時間を超えた労働時間について、割増賃金が支給されていないものがあった。

また、割増賃金額の計算にあたり、端数の取扱いに適正を欠くものがあった。

時間外手当の支給にあたっては、法令等を遵守し適正に事務を執行されたい。また、団体の就業規則の規定内容を再確認し、適切な支給事務を行われたい。

(2) 金券等の管理が適切でないもの

No.	団体名	所管部課等名
5	ごみ減量・もったいないねット山形	環境部ごみ減量推進課

切手類受払簿において、はがきの受払の記載がないものがあった。

金券等は換金性があることから、紛失や盗難等を防止するためにも、現金に準じた適切な管理をされたい。

(3) 預金通帳と口座の届出印の保管が適切でないもの

No.	団体名	所管部課等名
5	ごみ減量・もったいないねット山形	環境部ごみ減量推進課
7	全国都市清掃会議東北地区協議会山形県連絡協議会	環境部ごみ減量推進課
10	山形市中小企業連盟	商工観光部産業政策課
11	山形市ビジネスサポート協議会	商工観光部産業政策課
12	山形の観光と物産展実行委員会	商工観光部ブランド戦略課
30	南部公民館まつり実行委員会	教育委員会南部公民館
31	山形市北部公民館利用者団体連絡協議会	教育委員会北部公民館

No.5 ごみ減量・もったいないねット山形、No.7 全国都市清掃会議東北地区協議会山形県連絡協議会において、預金通帳と口座の届出印を同一の場所で保管していた。

No.10 山形市中小企業連盟、No.11 山形市ビジネスサポート協議会では、預金通帳と口座の届出印の管理を同一の職員が行っていた。

No.12 山形の観光と物産展実行委員会では、預金通帳と口座の届出印の保管場所の鍵を同一職員が管理していた。

No.30 南部公民館まつり実行委員会では、預金通帳と口座の届出印を保管するキャビネットの鍵を無施錠のキーボックスに保管していた。

No.31 山形市北部公民館利用者団体連絡協議会では、預金通帳と口座の届出印の保管場所が同一で、保管場所の鍵を職員共有の無施錠の事務机に保管していた。

現金の出金に当たっては複数の職員を介在させることで、不正の防止に繋がるものとする。通帳と口座の届出印は、異なる場所で保管した上、それぞれ異なる職員が管理するよう

に改善されたい。

(4) 市負担金に係る団体の申請事務と市の支払事務を同一職員が行っているもの

No.	団体名	所管部課等名
28	山形県市町村教育委員会協議会	教育委員会教育総務課

市負担金に係る団体の請求事務と、市の支払事務を同一職員が行っているものがあつた。

これは、自ら請求事務を取扱ったものを、自ら審査して支払事務を行うことになり、間違いが発生するリスクが大きいため、厳に慎むべきである。事務の分担を見直すなどの対応をとられたい。

3 その他

以下の項目については、今回の着眼点にはないが、事務取扱をする上で改善を要する点が見受けられたため、併せて記載するものである。

(1) 負担金総額に対する繰越の割合が100%を超えているもの

No.	団体名	所管部課等名
18	馬見ヶ崎川・五堰水利調整協議会	農林部農村整備課

令和4年度決算において、負担金総額に対する令和5年度への繰越金の割合が200%を超えていたが、令和5年度の負担金の免除等を検討していなかった。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により事業活動を控えざるを得ず、負担金収入総額に対する繰越金の割合が高くなったものであると推察するが、今後の事業展開も考慮された上で、負担金の時限的な引き下げなどについても検討されたい。

(2) 懇親会（飲食を伴う）に係る経費に関し、事務局職員である市職員全額分について団体から支出されていたもの

No.	団体名	所管部課等名
18	馬見ヶ崎川・五堰水利調整協議会	農林部農村整備課

役員会後に開催された懇親会（飲食を伴う）に係る経費について、役員以外の事務局職員である市職員の全額分についても団体から支出されていた。

市職員に関する食糧費の支出にあたっては、一人上限３，０００円が基準とされているものと認識しているところである。団体等の事務を担う市職員についても準拠の上、対処されたい。

(3) 旅費の調整を行う際に、市側の調整担当課長への合議をしていなかったもの

No.	団体名	所管部課等名
18	馬見ヶ崎川・五堰水利調整協議会	農林部農村整備課

市職員に対し、団体等から旅費が支出される場合は、市の規定により旅行命令を起票し、市側の調整担当課長への合議が必要とされているが、合議されていなかった。

市の規定を遵守した事務手続きを徹底されたい。

(4) 山形市から貸与された施設等が市の許可を得ないまま、委託事業者へ貸与されているもの

No.	団体名	所管部課等名
20	山形市公設地方卸売市場運営協力会	農林部地方卸売市場管理事務所

山形市公設地方卸売市場運営協力会と市は、覚書を取り交わし、山形市公設地方卸売市場運営協力会が行う清掃業務等に必要な建物及び施設等について市が無償で貸与することとし、市の許可なく他人へ貸与してはならないと定められている。

しかし、山形市公設地方卸売市場運営協力会は、市の許可を得ないまま、清掃等業務を委託した事業者は無償で貸与していた。

覚書の内容を再確認し、厳守されたい。

(5) 食事代の支払について、覚書に記載のとおり対応されていないもの

No.	団体名	所管部課等名
14	蔵王スキーパトロール委員会	商工観光部観光戦略課

蔵王スキーパトロール委員会は、ナイタースキーにおけるパトロール業務について蔵王温泉観光株式会社と覚書を締結しているが、ナイター勤務隊員に提供する食事代の個人負担金の支払方法が、覚書に記載のとおりに対応できていなかった。

覚書の内容に従って、適切な対応を行われたい。

(6) 助成金について、額の根拠が不明確なもの

No.	団体名	所管部課等名
1	山形市山岳遭難対策委員会	総務部防災対策課

山形市山岳遭難対策委員会の捜索隊活動助成金について、金額の根拠が不明確であった。

起案や規程等に金額の根拠や考え方を記載するなど、金額の根拠は明確にされたい。

(7) 助成金について、具体的な使途が確認できないもの

No.	団体名	所管部課等名
1	山形市山岳遭難対策委員会	総務部防災対策課

山形市山岳遭難対策委員会の捜索隊活動助成金について、具体的な使途を確認できるものがなかった。

助成金交付の実績を確認されるよう努められたい。